

賃 金	1 基本賃金 イ 月給 (178,200円)、ロ 日給 (円) ハ 時間給 (円)、 ニ 出来高給 (基本単価 円、保障給 円) ホ 固定残業 (41,800円) 月30時間の固定残業 ※月に30時間以上の就労の場合は超過分を支払うものとする ヘ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ (通勤手当 計算方法: 1kmあたり15円) ロ (手当 円 /計算方法:) ハ (手当 円 /計算方法:) ニ (手当 円 /計算方法:) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超 月60時間以内 (25) % 月60時間超 (25) % 所定超 (25) % ロ 休日 法定休日 (35) %、法定外休日 (25) % ハ 深夜 (25) % 4 賃金締切日 (月末) - 毎月 日、() - 毎月 日 5 賃金支払日 (15日) - 毎月 日、() - 毎月 日 6 賃金の支払方法 (ロ座振替) 7 労使協定に基づく賃金支払時の控除 (無) , 有 ()) 8 昇給 (時期等 臨時的に改定することがある。) 9 賞与 (有) (時期: 7月、12月。業績によっては支給しないことがある) , 無) 10 退職金 (有 (時期、金額等)) , (無)
退職に関する事項	1 定年制 (有) (60歳) , 無) 2 継続雇用制度 (有) (65歳まで) , 無) 3 自己都合退職の手続 (退職する60日以上前に届け出ること) 4 解雇の事由及び手続
そ の 他	・社会保険の加入状況 (厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他 ()) ・雇用保険の適用 (有) , 無) ・その他 ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなります。

※ 以上のほかは、当社就業規則による。

※ 労働条件通知書については、労使間の紛争の未然防止のため、保存しておくことをお勧めします。

労働者

